

◎海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律

(平成一九年四月二七日法律第三四号) (衆)

一、提案理由 (平成一九年四月三日・衆議院本会議)

○塩谷立君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案について申し上げます。

本案は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、所要の措置を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、国連海洋法条約に定めるところにより、安全水域を設定することができること、

第二に、安全水域の設定は、特定行政機関の長の要請に基づき行うこと、

第三に、船舶の運転の自由を失った場合等を除き、何人も、国土交通大臣の許可を受けなければ安全水域に入域してはならないこと

などであります。

以上が、両案の趣旨及び内容であります。

両案は、本日の国土交通委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

…………… (略) ……………

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告 (平成一九年四月二〇日)

○大江康弘君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案は、海洋構築物等の安全及びその周辺海域における船舶航行の安全を確保するため、海洋構築物等に係る安全水域の設定等について所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、法案提出の背景と総合的な海洋政策の必要性、海洋資源開発と海洋環境保全との調和、海上保安庁の組織体制の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、二法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。